

海星学園 海星中学高等学校 文化部活動方針 [令和8年度]

文化部活動は、学校教育活動の一環として行われ、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成するだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、また、部活動の様子の観察を通じて生徒の状況理解等ができる大変有意義な教育活動である。

そこで、本校の文化部活動運営の在り方や指導方針を検討し、生徒にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、本活動方針を策定した。

1 本方針策定の趣旨等

本方針は、海星中学・高等学校の文化部活動を対象とし、文化部活動が以下の点を重視して最適に実施されることを目指す。

- ① 「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「障害・外傷の予防」のほか、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成するためにも、分野や活動目的等の特性を踏まえつつ、文化部活動において適切な休養日及び活動時間を設定する。
- ② 部活動を通じて、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性を養うことを目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようになる。
- ③ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- ④ 学校全体として文化部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

2 適切な運営のための体制整備

- ① 毎年度「文化部活動方針」を策定する。
- ② 各文化部顧問は、年間の活動計画の概要並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成する。
- ③ 部活動指導員・外部指導者は、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導 安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと。生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の適時に指導・確認・研修等を行う。
- ④ 文化部活動の指導に当たっては、平成25年に長崎県が策定した「体罰の根絶に向けてー指導力のさらなる向上を図るためにー」の内容を遵守する。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ① 文化部顧問・部活動指導員・外部指導者は、文化部活動の指導者は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理(障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

- ② 文化部顧問・文化部活動指導員・外部指導者は、事故防止に努めること。また、気象庁の高温注意情報が発せられるなど生徒の熱中症事故防止等に特段の配慮が必要な場合は、学校に設置してある熱中症計を活用して状況を把握し、活動内容の変更、活動時間の変更、活動を中止とするなど、万全の対策に努める。
- ③ 文化部顧問・文化部活動指導員・外部指導者は、文化部活動に関わる各分野の関係団体が作成・公開する「指導の手引」とともに、平成26年1月に県教育委員会が作成した「運動部活動指導の手引」を準用し、指導を行うことに努める。

4 適切な休養日及び活動時間等の設定

(1) 休養日

- ① 中学校においては、学期中は、週当たり2日以上休養日を設けること。その場合、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上とし、家庭の日(毎月第3日曜日)を配慮すること。その際、週末や家庭の日に大会参加等で活動した文化部は、翌月曜日や連休最終日を休養日とするなど、休養日を他の日に設定するよう努める。
- ② 高等学校においては、学期中は、週当たり1日以上休養日を設けること。その場合、原則として、月に2回以上は週末を休養日とし、家庭の日(毎月第3日曜日)を配慮すること。新入部員は中学校の休養日の設定基準を一定の期間適用するなど、健康安全面に配慮するよう努める。
- ③ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じる。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、連続した休養日を設ける。

(2) 活動時間※

- ① 中学校においては、1日の活動時間を、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的で効率的・効果的な活動を行うこと。
 - ② 高等学校においては、1日の活動時間を、原則として長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は4時間を超えないことを目安とすること。但し、競技特性、生徒の発達段階、競技レベル等に応じ、週当たりの活動時間が16時間を超えないことを目安として、校長の承認のもと最適な活動時間を設定することもできる。
- ※「活動時間」には、移動・準備・片付け・休憩・見学は含まない。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。